平成２４年（再イ）第１６３号
大阪市城東区成育２－５―21―605、住民票上の住所和歌山県岩出市根来97番地の12
再生債務者　井藤　久士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第２１８号
大阪府寝屋川市昭栄町17番14号
再生債務者　インテリアアート天床こと　天神林　保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第１５０号
北海道石狩市花川北６条２丁目96番地　ＡＰＭ３号館101号
再生債務者　三上　雅彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１６８号
札幌市白石区北郷４条２丁目10番40―401号
再生債務者　藤谷　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第９号
川崎市川崎区京町３丁目30番６号
再生債務者　福田　貴人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第１２号
川崎市幸区小倉１丁目５番19号
再生債務者　引田　勝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再イ）第１２号
富山県中新川郡立山町草野28番地
再生債務者　増田　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日　　富山地方裁判所

平成２４年（再イ）第１１号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅２―709
再生債務者　平佐田幸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（再イ）第２１号
愛知県安城市桜町３番18号　安城グランドハイツ216
再生債務者　稲垣　敏幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 24 年８月 30 日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

1．［２］⑵㉙に、次を加える。
企画割引「ＥＴＣで行かなきゃそんそん！あっわぁ！発見伝　徳島周遊フリーパス」
イ　割引をする自動車
ハに定める期間のうち連続する最大３日間に、ニ①ａ、ｂ、ｃ、ｄ又はｅに定めるインターチェンジから、ニ②に定めるインターチェンジまで往復し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。
ロ　割引率等
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎に次のとおりとする。

車種 ＼ 出発及び到着エリア	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ	ニ①ｄ	ニ①ｅ
軽自動車等	2,900円	2,900円	4,700円	3,500円	3,100円
普通車	3,600円	3,600円	5,900円	4,400円	3,900円

ハ　実施する期間
平成24年８月31日から平成24年12月17日までの間における金曜日、土曜日、日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）第３条に定める休日（以下「祝日」という。）並びに祝日の前日及び翌日。
ニ　適用区間
①　出発及び到着エリア

ａ	高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）、高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ。
ｂ	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから玉島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。